

短期特例一時金を 受けようとする皆さんへ

特例一時金を受けることができる方は

1. 雇用保険の被保険者期間が一定以上であること。

短期雇用特例被保険者として雇用され、離職の日以前 **1年間**に暦月で区切った各月に **11日以上**の賃金支払基礎日数のある月が **6ヶ月以上**あること。なお、令和2年8月1日以降に離職した人について、賃金支払基礎日数 11 日以上のある月が6ヶ月ない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上の月を1ヶ月として計算します。

2. 失業の状態にあること。

- ① 積極的に就職しようとする意思(気持ち)と
- ② いつでも就職できる能力(健康状態、家庭環境等)があるにもかかわらず
- ③ 職業に就くことができない状態にある場合(これを雇用保険で「失業」といいます。)に支給されます。
したがって、就職する意思がない方、すぐに就職できない方、すでに就職している方などは特例一時金は受けられません。

特例一時金を受けるための手続

特例一時金を受けようとする方は、あなたの住所又は居所を管轄する安定所(裏面 安定所一覧表参照)で、求職の申込み、及び、受給手続きを行ってください。

なお、安定所に来所される際は、次のものを持参してください。

- 離職票－1 氏名や口座番号などを記入してください。個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。
- 離職票－2
- 次の①個人番号及び②身元(実在)確認書類をお持ちください。
 - ①個人番号確認書類(いずれか1種類)
マイナンバーカード、通知カード、
個人番号の記載のある住民票(住民票記載事項証明書)
 - ②身元(実在)確認書類((1)のうちいずれか1種類。
なお、(1)の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類(コピー不可))
 - (1) 運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、
官公署が発行した身分証明書・資格証明書(写真付き)など
 - (2) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳など
- 払渡希望金融機関指定届、本人名義の普通預(貯)金通帳又はキャッシュカード(ゆうちょ銀行を含む)
- 本人の印鑑(本人による署名の場合は不要)
- 写真 1枚(縦3cm×横2.4cm程度の正面上半身のもので最近撮影されたもの)

特例一時金の支給される時期は

特例一時金は、離職後、最初に安定所に来所して求職の申込みを行い、特例受給資格者であることの確認を受けた日から、失業の状態にあった日が通算して7日間経過してからでないと支給されません(これを待期期間といいます。)。そして、次のような場合は、待期の7日間に加え、3ヶ月(2ヶ月)間支給されません(これを給付制限といいます。)。)

※令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。

- ① 正当な理由がなく、自分の都合で退職したとき
- ② 自分の責任による重大な理由により解雇されたとき

以上の期間を経過した後失業の認定を受けた場合には特例一時金が支給されます。

支給を受けられる日数と期間及び金額は

受給期限

特例一時金を受けることのできる期限は**離職した日の翌日から6ヶ月間**です。この期限を過ぎますと、それ以後、特例一時金は支給されません。

基本手当日額及び給付日数

離職する直前6ヶ月間の賃金の総額を180で割った金額の45%~80%の額(「基本手当日額」といいます。)の**40日分**となります。ただし、基本手当日額には、最高限度額が定められています。

※支給手続きが遅れると最大給付日数分、全てが受けられないことがありますので、早めに手続きを行ってください。

失業の認定を受けるには

定められた認定日の指定された時間に、必ずあなた自身が安定所に来所してください。

特例一時金の支給を受けるためには、安定所から**指定された認定日において失業の状態**にあることの確認を受けなければなりません(これを失業の認定といいます。)。)

そして、失業の状態にあったと認定された場合には、特例一時金が支給されます。

公共職業安定所一覧表

公共職業安定所名	安定所番号	管轄区域	所在地	電話番号
四日市	2401	四日市市、三重郡(朝日町を除く)	(510-0093) 四日市市本町 3-95	059 (353) 5566
伊勢	2402	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡(大紀町錦を除く)	(516-8543) 伊勢市宮後 1-1-35 314号 8階	0596 (27) 8609
津	2403	津市	(514-8521) 津市島崎町 327-1	059 (228) 9161
松阪	2404	松阪市、多気郡	(515-8509) 松阪市高町 493-6 松阪地方合同庁舎	0598 (51) 0860
桑名	2405	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡のうち朝日町	(511-0078) 桑名市桑栄町 1番 2 ツツアール北館 1階	0594 (22) 5141
伊賀	2406	伊賀市、名張市	(518-0823) 伊賀市四十九町 3074-2	0595 (21) 3221
尾鷲	2408	尾鷲市、北牟婁郡、度会郡のうち大紀町錦	(519-3612) 尾鷲市林町 2-35	0597 (22) 0327
熊野(出張所)		熊野市、南牟婁郡	(519-4324) 熊野市井戸町赤坂 739-3	0597 (89) 5351
鈴鹿	2409	鈴鹿市、亀山市	(513-8609) 鈴鹿市神戸九丁目 13-3	059 (382) 8609

ハローワーク(公共職業安定所)窓口のご利用について

※ 雇用保険の手続きは、月曜日~金曜日(休祝日・年末年始を除く)の8時30分~17時15分です。また、「受給資格者証」の他に「求職の申込み」手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所をお勧めさせていただきます。

※ 職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯(夜間開庁や土曜開庁の日を除く平日)は、9時~17時の間のご利用をお勧めさせていただきます。

※ ご来所の際は、駐車場が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。